

締約国に関する情報 B A	ボスニア・ヘルツェゴビナ	附属書 B 1 B A
一 般 情 報		

国内官庁の名称	Institute for Intellectual Property of Bosnia and Herzegovina (ボスニア・ヘルツェゴビナ知的所有権機関)
所在地及び郵便のあて名	本 庁 : Kneza Domagoja bb, 88000 Mostar, Bosnia and Herzegovina 支 庁 : バニャ・ルカ : Akademika Jovana Surutke 13/III, 78000 Banja Luka, Bosnia and Herzegovina サラエボ : Bulevar Meše Selimovića 95, 71000 Sarajevo, Bosnia and Herzegovina
電話番号	本 庁 : (387-36) 33 43 81 支 庁 : (387-51) 22 68 40 (バニャ・ルカ) (387-33) 65 27 65 (サラエボ)
ファクシミリ装置	本 庁 : (387-36) 31 84 20 支 庁 : (387-51) 22 68 41 (バニャ・ルカ) (387-33) 65 27 57 (サラエボ)
電子メール インターネット	info@ipr.gov.ba www.ipr.gov.ba
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置及び電子メール
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から15日以内に提出
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、承認された配達サービスを条件とする。
ボスニア・ヘルツェゴビナの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりボスニア・ヘルツェゴビナ知的所有権機関又はWIPO国際事務局(附属書C参照)
ボスニア・ヘルツェゴビナが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	国内保護 : ボスニア・ヘルツェゴビナ知的所有権機関(国内段階参照) 拡張欧州特許 : 欧州特許庁(EPO)(国内段階参照)
ボスニア・ヘルツェゴビナを選択できるか？	できる(PCT第II章に拘束)

[次頁に続く]

B A	ボスニア・ヘルツェゴビナ (続き)	B A
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，合意特許 欧州：拡張された欧州特許	
国際型調査に関するボスニア・ヘルツェゴビナの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
ボスニア・ヘルツェゴビナが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ボスニア・ヘルツェゴビナが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合，管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	
欧州特許の拡張については，附属書B 2の欧州特許機構（EP），概要（EP），国内編のEP及びBAを参照		